

令和3年第3回宇治田原町議会定例会

目 次

○第3日（令和3年9月10日）

議事日程（第3号）……………71

日程第1 一般質問……………73

1. 森山高広 議員……………73

2. 原田周一 議員……………77

令和3年第3回宇治田原町議会定例会

議事日程(第3号)

令和3年9月10日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 森山高広 議員
2. 原田周一 議員

1. 出席議員

議長	12番	谷口 整	議員
副議長	1番	浅田 晃弘	議員
	2番	原田 周一	議員
	3番	宇佐美 まり	議員
	4番	山本 精	議員
	5番	山内 実貴子	議員
	6番	上野 雅央	議員
	7番	藤本 英樹	議員
	8番	森山 高広	議員
	9番	馬場 哉	議員
	10番	榎木 憲法	議員
	11番	今西 利行	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷 信夫	君
副町	長	山下 康之	君
教育	長	奥村 博巳	君
都市整備政策監		星野 欽也	君
総務担当理事		奥谷 明	君

健康福祉担当理事	黒川剛君
建設事業担当理事	垣内清文君
教育次長	野田泰生君
総務課長	青山公紀君
企画財政課長	村山和弘君
建設環境課長	谷出智君
学校教育課長	馬場浩君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	矢野里志君
庶務係長	太田智子君

開 会 午前10時00分

○議長（谷口 整） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であり、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（谷口 整） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。森山高広議員の一般質問を許します。森山議員。

○8番（森山高広） 皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、森山高広が職員教育の充実と統計的手法の普及について質問を行います。

まず、職員教育の充実についてですが、6月22日から7月2日に実施した重大事件に係るアンケートの結果において、コンプライアンスに関する研修がさらに必要と考える職員が大勢を占めるという結果が出ています。

そこで、本町としてコンプライアンス研修の充実についてどのように考えていますか。

また、私もコンプライアンスに関する研修の充実は必要だと考えますが、職員教育全般が不足しているとも考えています。職員教育には1on1、eラーニング、OJT、セミナーなどの形態があり、目的に応じて使い分けられていますが、現在、本町の職員教育はどのようになっていますか。例えば1on1、セミナーの頻度、重視している点、町独自に行っている教育など具体的にお願いします。

○議長（谷口 整） 青山総務課長。

○総務課長（青山公紀） それでは皆様方、改めまして、おはようございます。

ご答弁を申し上げます。

職員のコンプライアンス研修につきましては、去る8月26日の重大事件等調査特別委員会でお示ししました入札不正再発防止策の素案においても、職員のコンプライアンス意識の向上、維持を図るため、外部講師によるコンプライアンス研修の実施等を取り組み内容としており、その必要性を十分に認識した上で推進を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

一方、本町の職員研修につきましては、第6次行政改革大綱に「能力を引き出し、高める研修制度の推進」を改革事項に掲げ、これまでからも集合研修、資格取得のための研修や京都府との人事交流など、効果的な研修を計画的に行っておるところでございます。

す。

○議長（谷口 整） 森山議員。

○8番（森山高広） コンプライアンスに関する研修は行うとのことですが、コンプライアンスのみを行うのでは効果が薄いです。また、「能力を引き出し、高める研修制度の推進」にはまだまだできることがあると思います。一般的に発展している、または発展する企業や組織は、従業員や職員研修に力を入れており、教育によって理念の浸透、生産性の向上、コンプライアンスやセキュリティーリスクの軽減など、総合的に行っています。

実際、アンケート調査によれば、内部通報について、かなり否定的な結果が出ており、町組織に対する信用度の低さや風通しの悪さが見て取れます。こういった組織風土を改善していくには、理念の再確認と普及といった基本から取り組む必要性があり、総合的に職員教育の充実・改良を行い、もっと人的資産、つまり職員に投資すべきだと思いますが、どうでしょうか。

コンプライアンスやリスクマネジメントなどの多くの概念は、もともとアメリカで生まれ、その後、日本の民間企業が導入し、その後、行政が導入するという流れになっています。実施形態にこだわらずとのことですので、「能力を引き出し、高める研修制度の推進」をするために、京都の企業を参考にしてもいいでしょうか。

ご存じだと思いますが、京都の企業は人的資源に積極投資を行う企業が多いです。例えば京セラ、堀場製作所さんにコンプライアンスやリスクマネジメントの運用、会議の効率化、マネジメントについて学びに行ったりするのはどうでしょうか。

昔、担当の方々からお話を聞かせていただきましたが、本町でも導入できる部分は多くあると思いました。ほかにもビジネススクールの教授に来ていただいたり、ほかの自治体の例にもあるように、科目履修生として週末に派遣したりとやり方はいくらでもあると思いますが、どうでしょうか。

また、よくあることですが、本町でも一部の職員に業務が集中する傾向があると感じます。特にそういった職員に職員教育の時間を増やすのは大変なことだと思います。京都の民間企業で効率化の例や考え方を学び、実践してみるのがよいのではないかと思います。それでも時間の確保が難しそうなら、施策を減らす必要があると思います。国力・科学技術力低下、高齢化、将来の若者の税負担の増加などで日本は衰退しており、いずれにせよ近いうちに施策を減らさないと成り立たなくなる時期が来るはずですよ。

また、職員の方々の会話の中で、特に不足していると感じるのがITと統計学に関する

る知識です。ITに関しては6月議会で述べましたので、ここでは省略して統計学に関してのみ述べます。統計学は日本では軽視されている分野ですが、簡単に言うと、どのようにデータを読み取るか、分析するかという学問なので、かなり重要な分野なのです。ほかの数学の分野とは違い、普通の人でも使え、理解もしやすく、知っているか知らないかで大きく違いが出るという特徴もあります。

例えば3月議会で人口予測の手法について質問しました。国立社会保障・人口問題研究所の推定値はコーホート法という統計学の手法に基づいて推定が行われていますが、本町の推定は統計学に基づかない推定になっていました。統計学を学んだことがある人やかじったことがある人がいたら、あのようなことにはならないと思います。少なくとも管理職は共通の言語のように統計学の基礎を学んで、データ分析の仕方や考え方を学んだ方がいいのではないのでしょうか。

いろいろな施策を行うときにも、統計学思考を生かして、より合理的判断やリスク管理など行うのに役に立つと思います。ぜひ専門家を招いて管理職や希望者には統計学を学んでいただきたいと思います。

ほかにも、アンケート調査においてデータ分析手法などがかなり弱いです。大学で経済学、数学、物理学を学んだ職員やデータを扱うのが得意な職員なら、アンケート分析・データ分析の授業を受けて、恐らく簡単に運用の仕方やSPSSなどの解析ソフトを学べると思います。ITの専門家と並んで、データ分析の専門家の重要度はどんどん増しているので、職員の持つ能力を引き出すべく研修を行っていただきたいと思います。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 議員ご提言の統計的手法を含めた職員研修の充実については、本町の将来を見据えた貴重な提言と受け止め、今後の職員研修の参考とさせていただきたいと考えておるところでございます。

ところで、3月議会でご質問いただきました本町の将来人口の算出方法につきましては、統計的手法により算出された数値に、地域創生総合戦略を進めることで増加が見込める戦略人口等を加味して算出したものであり、全く統計学に基づかないものといった議員のご指摘は、これには当たらないものと考えておるところでございます。

折しも新型コロナウイルス感染症が拡大の一途をたどる中、まずは感染症対策を十分に講じた上で、実施形態にこだわらず、職員の持つ能力を引き出し、高められる効果的な職員研修の実施等を通じた職員教育に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口 整） 森山議員。

○8番（森山高広） 組織風土の改善には、最低4、5年と言われる時間と多くの労力がかかりますが、本町には優秀な職員も多くいますので、職員にもっと投資し、能力を生かしやすい環境を整えて頑張っていたきたい。

また、「全く統計学に基づかないといった議員のご指摘は、これに当たらないものと考えているところがございます」とのことですが、説明を受けたとき、パラメーターの取り扱いに関する説明や根拠がなかったため、そう判断いたしました。自然科学や経済学でもそうですが、根拠が曖昧またはない状態では、たまたま結果的に正解しても何の意味もありませんので。

最後に、町長に質問があります。どんな組織でも、研修や教育を行う前に、目指すべき理想像というものがあると思います。そこで、町長が考える、職員にどのようなスタンスで働いてほしいか、またどのような人材であってほしいかを聞かせてください。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、お答え申し上げます。

町職員にどのような人材であってほしいかと、職員の理想像についてのご質問でございますけれども、私の思いを述べさせていただきますと、「忘己利他の精神」を持ってほしいということです。己を忘れて他を利すること。つまり自分のことを忘れて他の人々に尽くすという意味であり、この精神を持ち、私と一緒に本町のまちづくりを担っていただける人材を望むところでございます。

町職員の誰もが「忘己利他の精神」を持ち、まちづくりに取り組むことができれば私が座右の銘としております「皆が力を合わせれば何事も成し得る」とする「百万一心」の機運がまちに醸成でき、地域の人たち同士の絆、それを支える役場職員間の絆、そして地域の人たちと役場職員の絆、この3つの絆をしっかりと結び合う、誰からも「好きやねん宇治田原」と言っていただけまちづくりの推進が図れるものと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 森山議員。

○8番（森山高広） 西谷町長が職員に対して、かなり高い理想像をお持ちであることは分かりました。

私自身、合理的思考や専門的な勉強が好きなので、このようなスタンスになってしまうのですが、西谷町長がお持ちの思いを職員に伝えるには、2回目に質問に述べました

ような職員教育は重要になってくるのでしょうか。その点だけ確認させてください。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、お答え申し上げます。

私の思いは、先ほどご答弁申し上げたとおりでございますが、この思いを伝えるためには、議員ご提言の各種職員研修等を含めたあらゆる機会・手法を用いて、職員教育の充実に努めてまいりたいと考えておるところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 森山議員。

○8番（森山高広） ぜひ頑張ってください。

これにて一般質問を終わります。

○議長（谷口 整） これにて森山高広議員の一般質問を終わります。

次に、原田周一議員の一般質問を許します。原田議員。

○2番（原田周一） 私で最終の質問者になりましたが、最後までよろしく願いたします。

まずはじめに、今回、静岡県熱海市で甚大な被害に遭われた方々について心よりご冥福とお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして、2番、原田が質問させていただきます。

大きいタイトルでは宅地防災についてであります。その中の第1件目は、盛土造成地の総点検についてお尋ねいたします。

去る令和3年7月3日10時半頃発生した静岡県熱海市で土石流により、下流域で甚大な被害が発生した土石流災害は、多くの山地を有する本町においても、恐怖を感じる災害でありました。

本町においては、昭和28年8月15日未明に発生した南山城大水害で死者24名、行方不明2名もの尊い命が奪われ、資料によれば、ため池の決壊が直接の原因であるが、様々な要因で被害を広げ、自然のダムである山の木々を伐採し過ぎて、山自身が水を持ちこたえる力を失ったことも被害を大きくした要因として見逃すことができないと記述されています。

南山城大水害の災害の特徴として、山地崩壊や土砂流出によって引き起こされた土砂災害であるとのことで、南山城地域は風化した花崗岩地帯であり、もともと崩壊や流出を起こしやすく、後の調査結果によると南山城地域で崩壊箇所6,551カ所、崩落土

砂量は10トントラックで実に30万台に相当するとの報告もあります。

幸いにも本町では今日まで、南山城大洪水以降、人命を伴う大きな災害は起きておりません。

京都府のホームページを見ますと、くつわ池近辺、銘城台近辺、緑苑坂、工業団地、贄田、禅定寺などに大規模盛土造成地が記載されています。

マップは大規模盛土造成地の概ねの位置を示す地図で、危険な箇所を示すハザードマップでないことを申し添えておきます。大規模盛土造成地は、盛土面積が3,000平方メートル以上、盛土前の地山の角度が20度以上、かつ高さが5メートル以上と定められています。

先日、熱海市の土砂災害発生後、赤羽国土交通大臣が農林水産省、環境省など関連省庁と協議の上、盛土の総点検を実施すると発言される報道がありました。

また、7月に開催された総務建設常任委員会の谷口委員からの質問に対し、危険と思われる盛土などの場所14カ所に対して7月6日頃パトロールを実施し、うち9カ所が盛土箇所、土砂災害など5カ所が気になる箇所であるとの質疑があったところです。

国土交通省から各都道府県に一斉調査の手法などについて連絡があるようですが、先ほどの14カ所も含め、町として今後の予定はどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 谷出建設環境課長。

○建設環境課長（谷出 智） 本年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、国において盛土による災害防止に向けた総点検と対応策の検討を関係機関が一体となり取り組むこととされたところでございます。

現在、土地の利用規制等を所管する機関が各々の規制区域及び規制事項の観点から点検することとしており、一部、京都府の担当部局より照会を受けておりますが、引き続き調査手法等、調整が図られる事案と認識しておるところでございます。

町としては、京都府と連携・調整を密にし、当該調査等について遺漏なきよう万全を期すとともに、議員ご指摘のとおり、既に報告している14カ所の盛土を行われた箇所及び土砂災害危険箇所を中心に関係部局連携の上、引き続き大雨時等のパトロールを行い、必要に応じて是正指導等の対応をしていくこととしております。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） それでは、盛土の総点検について2回目の質問として、先ほど14カ所の盛土、土砂災害の危険箇所が総務建設常任委員会での報告のことを申し上げ

ましたが、昨今の異常気象での大雨に対する大規模災害が予測される今日、一刻も早い安心・安全確保は言うまでもありません。これから予算立案の時期を迎え、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますのですが、担当課としてどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 町内14カ所のパトロール箇所のうち、郷之口大樋地内、町道郷之口高尾線につきましては、今年度法面の対策に係る業務委託を発注しており、来年度、本成果に基づきまして、法面对策工事を実施したいと考えております。

また、先般の豪雨により、同地区で町道沿いの法面崩壊がございましたので、こちらについても道路災害として早急に復旧していきたいと考えておるところでございます。

なお、他の箇所につきましては、基本的には行為者あるいは土地所有者で対策を講じていただく必要がありますので、パトロールを行う中で必要に応じ是正・対策等求めていきたいと考えております。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） それでは、3回目の質問をいたします。

京都府のホームページの大規模盛土造成地マップに示されている箇所は、町内でも比較的安全と言われているというんですか、そういった場所ですが、昨今の異常気象から勘案すると、緑苑坂など大規模盛土造成地に指定されている部分の安全性の点検実施の予定はあるのかお尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 議員ご指摘のとおり、本町におきましても大規模盛土造成地が数カ所存在しております。しかし、議員のご説明にもあるように、一定の基準で盛土された概ねの位置を図示したもので、決して危険箇所を示しているものではございません。緑苑坂の一部が指定されておりますが、当地区は大手デベロッパーが施工し、完成時には関係法令に基づく完了検査も行っており、安全性が確認されていると考えているところでございます。

しかしながら、完成から20年以上経過していることから、先ほど申し上げましたとおり、町としても引き続きパトロールを実施しますほか、近隣の住民の皆様におかれましても、危険性が疑われるような状況がございましたら通報等いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、今後、国から総点検等の要請の中で、国・京都府と連携し、詳細な安全性の点

検を行うものと考えております。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） ぜひ国・府との連携により住民の安心・安全のため、点検強化を引き続きよろしく願いしておきます。

次の2、土砂災害特別警戒区域などについて質問いたします。

本町内における土砂災害特別警戒区域（いわゆる土砂レッド）、土砂災害警戒区域（いわゆる土砂イエロー）の分布については、過日、地域ごとのハザードマップの作成により、町内全戸配布され、地域住民に周知されていると思います。

平成24年8月14日未明の記録的豪雨により、くつわ池の堰堤の決壊をはじめ大きな被害をもたらした直後の9月議会で、私は災害救助法の適用など防災に関する土地利用規制で平成21年3月現在、急傾斜地崩壊危険箇所地域8カ所、地滑り防止区域1カ所、土砂災害特別警戒区域5地区など112カ所との記載がある旨質問させていただきました。

その後、当時の町防災計画書記載、平成21年から12年ほど経過していますが、その後の京都府の調査で、特に土石流などの影響が考えられる箇所は町内に何カ所あるのかお尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 町域の約8割が山林で谷筋に立地する人家も多い本町では、土砂災害が非常に危惧される場所であり、このことは過去の災害を見ても明らかでございます。

ご質問にございます土石流などの影響が考えられる町内の箇所数につきましては、区域が重なっている部分もございますが、京都府が指定をしております土砂災害警戒区域は現在のところ土石流94カ所、急傾斜地96カ所、地すべり1カ所となっており、銘城台、緑苑坂地区を除き、贅田地区を含む町内10地区で合計191カ所が指定されている状況でございます。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） それでは、土砂災害警戒について2回目の質問を行います。

京都府のその後の詳細な調査で、10地区191カ所と指定が増えたと、ただいまお聞きしました。京都府などと連携し、土砂災害特別警戒区域の対策などで特別警戒区域から警戒区域へ移行された場所や今後の予定についてはどうかお尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 土砂災害特別警戒区域から警戒区域となった場所や今後の予定とのご質問でございますが、荒木地区におきまして、地元区、山林所有者等のご協力のもと、京都府が実施された天皇川砂防事業が完成したことにより、当該箇所の土砂災害特別警戒区域が平成28年度末に解消いたしました。

また、今後の予定でございますが、現在、京都府により町内2カ所において新たに調査が実施されており、今後、具体的に指定に向け取り組まれる予定と聞いておるところでございます。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） それでは、3回目の質問をいたします。

ただいま、荒木地区の天皇川砂防事業の完了で平成28年度末に解消し、さらには今後、町内2カ所の調査が進んでいるとの回答で、少しずつではありますが、安堵しております。

次に、土石流の影響区域とその戸数及び急傾斜地の影響区域とその戸数はどれぐらいあるのかお尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 奥谷総務担当理事。

○総務担当理事（奥谷 明） ただいまご質問いただきました土石流や急傾斜地崩壊による影響区域とその戸数についてでございますけれども、具体的にそれぞれ何戸とは数えておりませんものの、防災マップにより影響のある範囲や危険となる家屋等は把握しているところでございます。

なお、防災マップにつきましては、行政はもちろん住民の皆様におきましても、ご自宅の周りや地域、また避難経路上の危険箇所を把握できる重要な防災資料であると認識をいたしており、指定区域の変更など必要があれば、今後におきましても適宜更新に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） 防災マップの改廃は、住民の生命・財産に関わる重要なツールと思いますので、しっかり調査の上、改廃・更新を進めていただきますようお願いいたします。防災に関するこの質問を終わりたいと思います。

次に、住民情報についてお尋ねいたします。

先ほどの熱海市における土石流災害では、その後、長期間にわたり、行方不明者の捜索が続けられている報道がありました。また、一方では、避難所ではなく、損壊した自

宅に住み続ける、いわゆる在宅避難者がかなりおられ、行政の支援が行き届かず、過酷な環境下に置かれているといった報道もあります。

在宅避難者の多くは高齢者、障がいのある方、独居者などで、住民基本台帳の記載はあるものの、個人情報把握していないために対応が遅れたようです。本町の現状はどのようなになっているのかお尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 議員ご指摘のとおり、熱海市における土石流災害では行方不明者の捜索に時間を要されましたが、行方不明者の安否確認には、災害が発生したその時に実際に誰がおられたのかが重要となります。災害発生時にそこにおられ、不幸にして被害に遭遇してしまった方々を特定するには、行政の情報だけでは困難であり、隣近所、地域の情報が不可欠であると考えております。

障がいがある方などの個人情報の把握につきましては、町といたしましては要介護3から5や身体障害者手帳1・2級の第1種を所持されている在宅者等といった避難行動要支援者の方々の情報把握に努めており、まずはこれら避難に特に支援を要する方々の情報把握に引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） この問題につきましては、本日、時間の関係もあり、また別の機会に再度質問させていただきたいと思っております。個人情報の問題は、保護法に関わってくる問題も山積していると思っております。しかし、住民の安心・安全のため、今後も研究・検討を早急に取り組まれるよう要望して、この質問を終わりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、郷土・地域教育についてお尋ねいたします。

まず1つ目は、授業時数特例校制度についてであります。

過日、文部科学大臣から授業時数特例校制度の創設についての概要などの公表がありました。各小中学校の裁量で教科の授業時間の配分を変えられる新制度を来年度から導入するという内容であります。

令和3年、本年8月から希望校を募集し、令和4年度から実施予定となっております。

新制度では、文部科学省が各学校の申請を受け、授業時数特例校を認定するもので、特例校は各学年で年間標準授業時間の総枠を確保しつつ、学校の裁量で任意の教科で最大1割までコマ数を減らし、その分を別の教科に上乘せできる内容になっております。

また、指定の要件として、1番目に、学習指導要領の内容事項が適切に取り扱われていること、2番目に、各学年の年間標準授業時数が確保されていることなどが定められています。

特例校に認められている学習内容として、1、現代的な諸課題に対応した教育、例えば伝統文化教育、主権者教育、環境教育など、2つ目に、学習の基盤となる力の育成、例えば言語能力、情報活用能力などの2つとなっております。

従来の授業では、教科書に沿った授業計画による時間配分が基本で、1つのテーマに十分に時間をかけるのが難しかった面があります。本町の小中学校では、早くから地域学習にも力を注がれ、「誇りを持ってふるさとを語る人」の育成を目指しているのは承知しておりますが、伝統文化の継承及び郷土教育について、コロナ禍ではありますが、さらに郷土への理解を深めるため、今回の授業時数特例校制度へ手を挙げる予定はあるのかお尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 馬場学校教育課長。

○学校教育課長（馬場 浩） それでは、ご答弁申し上げます。

授業時数特例校制度とは、カリキュラム・マネジメントに係る学校裁量の幅を増大させ、教科横断的な視点に立った資質・能力の育成や探求的な学習の充実を資する、より効果的な教育を実施するため、学校または地域の特色を活かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要等が認められる場合に、対象教科等の授業配分の変更により、特別の教育課程を編成して教育を実施することを認める制度でございます。

教育委員会といたしましては、令和2年度に小学校の新学習指導要領の全面実施、また本年度には中学校の新学習指導要領の全面実施が行われたばかりであることを踏まえ、授業時数特例校制度の申請は行わず、現在の標準授業時数の中で、小学校、中学校とも学習指導要領に沿った授業を進めていくことが大切であると考えておるところでございます。

また、小学校、中学校とも地域学習には力を注ぎ、「誇りを持ってふるさとを語る人」の育成を続けてまいりました。特に小学校3年生以上は社会科と総合的な学習の時間を中心に、地域学習を進めております。現在の授業時数内で、さらに小学校、中学校とも発展した地域学習を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） 小学校、中学校とも地域学習には力を注ぎ、「誇りを持ってふるさ

とを語れる人」の育成を続けてきたとのことでございます。

それでは、次に、その本町の地域学習についてお尋ねいたします。

2番としまして、本町の地域学習について。

現在はコロナ禍で停滞しているが、本町では早くから総合的な学習の時間の年間指導計画を策定され、運用されていると聞いております。2小1中の本町では、9年間を見据えた維孝館学園の名のもとで小中一貫校の開設に向け、様々な準備が進められ、相当長い時間が経過し、今日に至っております。

例えば、2小学校では本町の特色のある古老柿の体験学習やお茶に関する学習、また田原小では田原祭、宇治田原小では練りこみ囃子など地域に応じた学習もされているようです。

しかし、現実はどうでしょうか。古老柿の体験学習は、宇治田原小学校では1年生、田原小学校では3年生、お茶の学習では宇治田原小学校では1年生から6年生、田原小学校では3年生から。また、郷土の祭りの学習では、練りこみ囃子の宇治田原小学校では3年生、田原祭の田原小学校では2年生といった計画になっています。

早くから維孝館学園の冠のもと、相当時間も経過していますが、このように統合すべき学校間教育がばらばらでは、教育委員会は本気で維孝館学園として教育行政を進めていく本気度があるのか疑問を感じざるを得ません。教育長の見解をお願いいたします。

○議長（谷口 整） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） 本町の地域学習についてでございますが、現在はコロナ禍の中で校外の学習が制限されております。体験を通してではなく、教室内での学習と方法を変えているところでございますが、小学校、中学校での6年間を見据えて、地域学習の充実を図っております。

特に小学校では、平成29年度から小小連携の部会を設置いたしまして、田原小学校と宇治田原小学校の教科指導や学校行事を統一していく取り組みを進めております。また、令和元年度からは、両小学校で同じ学年を担当する教師がお互いの授業の進め方や学校行事について話し合う合同学年会を実施し、学校を超えて児童のために授業の工夫や実施方法について共通理解を深めております。

そういった小学校間の連携から地域学習についてでございますが、町の特産でございます古老柿の体験学習では、以前は田原小学校3年生、宇治田原小学校1年生で実施しておりましたが、平成30年度からは宇治田原小学校では1年生と3年生が共同で古老柿の学習を行い、両校が3年生で実施をするというように移行を進めております。

また、お茶の学習では、両小学校ともお茶摘みを1年生から6年生まで全校児童で実施しております。ただ、令和元年度には田原小学校で畑の状況により、3年生のみで実施となりましたが、これはあくまでその年の緊急の措置となっており、これにつきましても両校統一してやっております。また、4年生、6年生では共通して茶検定も行っております。両小学校ともお茶に関する同じ学習を進めているところでございます。

なお、郷土のお祭りの学習でございますが、ご指摘のとおり、宇治田原小学校の練りこみ囃子の学習が3年生の社会科と総合的な学習の時間で行い、田原小学校の田原祭の学習は2年生の生活科の学習となっております。これは学習する教科の違いから学年の違いが起きているというところでございます。

今後も学園として小小連携や合同の学年会を充実させ、地域の特色を大切にしながら常に児童の目線に立って、より教育効果の高い地域学習に両小学校が一致して行えるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） ちょっとただいまの答弁で確認1点だけしておきたいと思うんですが、ちょっと私の聞き間違いかも分かりませんが、小学校、中学校で9年間を見据えてという、確か一貫教育では9年やと思うんですが、6年間というふうに聞こえたんですが、9年でいいんでしょうか。そのあたり確認しておきたいと思います。

○議長（谷口 整） 教育長。

○教育長（奥村博巳） 最初に6年間と申しましたですか。9年間です。失礼いたしました。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） 分かりました。一応9年間で小中一貫を進めていくということでございました。

それでは、地域学習についての2回目の質問をいたします。

現在、両小学校では総合的な学習の時間として、年間指導計画では3年生から6年生まで35週、計70時間を確保され、コロナ禍の中、現場の先生方が大変苦勞されていることは推察いたします。

先ほど平成29年頃から徐々に統一の方向で進んでいるとのことでした。私の調査では、平成20年頃からこの問題が取り上げられ、やっと平成29年頃から徐々に統一の方向で進んできたとも聞いております。維孝館学園小中一貫校の開校は予定より少し遅れるようですが、全ての学習において両校間で差が生じないように、強く要望しておきま

す。

一部で実施されている社会人講師による授業においても、本町には教員経験のあるOBもたくさんおられると聞いております。社会人講師として、地元出身の地元の伝統教育を実施することも必要と思いますが、いかがでしょうか。

歴史や文化に触れるような活動は、郷土愛や自己肯定感を育むといった意味では大変重要であると思います。学習などを通じて地元の歴史などに興味を持った子どもたちが地域を散策することは、大変有効であると思います。

先日、数回にわたり、町内の史跡などを訪問しましたが、その際の説明文に漢字が多かったり、また大変難しい言葉が使用されていました。ぜひ子どもたちが歴史を楽しめるような取り組みが必要と思いますが、どうでしょうか。

そういった取り組みが地域の自然・伝統文化や産業を愛し、「誇りを持ってふるさとを語る人」の育成につながると思います。教育委員会の見解をお尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 野田教育次長。

○教育次長（野田泰生） 総合的な学習の時間につきましては、児童生徒が探求的な学習のよさを理解するために、地域学習を中心に進めておりますが、これからも一層、地域学習が充実するように努めてまいりたいと考えております。

そのためには社会人講師の協力が必要不可欠であると考えております。これまでも地元出身の多くの方に協力をいただいているところでございますが、今後さらに多方面の分野で学校教育に協力をいただけるように進めてまいります。

議員ご意見のとおり、学習などを通じて地元の歴史等に興味を持った子どもたちが地域を散策することは大変有効であり、「誇りを持ってふるさとを語る人」の育成につながることを認識しておりますので、今後もさらに学校・地域と連携し、子どもたちが歴史や文化を楽しめるよう取り組んでまいりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、文化財の説明板につきましては、町指定の文化財が29カ所あり、平易な言葉やふりがなで表記しているものも既にありますが、できていない説明板につきましては、27年度から、子どもたちにも分かりやすいよう4カ所の更新を行ったところでございまして、今後も順次更新を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） 2022年度には文化庁の京都への移転予定で名実ともに文化の首都になってまいります。学校教育の中で、地域学習を活用して子どもたちがふるさと宇治田原に愛着を持って自己肯定感につながるような、より一層の活用・教育をお願いしまして、この質問を終わりたいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて原田周一議員の一般質問を終わります。

お諮りをいたします。以上で本日の日程は終了いたしました。本日はこれにて散会をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決定をいたしました。これにて散会をいたします。

次回は9月16日午前10時から本会議を開きますので、ご参集をお願いいたします。

本日はお疲れさまでした。

散 会 午前10時58分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 谷 口 整

署 名 議 員 山 内 実 貴 子

署 名 議 員 藤 本 英 樹